

D 1 - 1 6

5 年 保 存 (常) (令 和 1 2 年 1 2 月 3 1 日 まで)

F N . D 1 - 6 - 0

鹿 交 企 第 3 0 3 8 号

令 和 7 年 1 1 月 1 1 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本	部	長
担当	交通対策第一係	TEL ■■■■

特定小型原動機付自転車の違反情報の提供について（通達）

見出しのことについては、「特定小型原動機付自転車の違反情報の提供について（通達）」（令和6年4月26日付け鹿交企第3010号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、別添のとおり事務処理要領を改正し、令和7年11月11日から運用を開始することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は令和7年11月10日限り廃止する。

特定小型原動機付自転車の違反情報の提供に係る事務処理要領

1 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「違反情報」とは、特定小型原動機付自転車を貸し渡すことを業とする者（以下「シェアリング事業者」という。）から貸し渡される特定小型原動機付自転車の利用に係る交通違反の日時、場所、標識に記載された番号（以下「標識番号」という。）及び違反種別をいう。
- (2) 「対象事業者」とは、シェアリング事業者のうち警察庁がその利用規約、約款（以下「利用規約等」という。）を確認し、また警察が違反情報をシェアリング事業者に対して提供することに関する同意を利用者からあらかじめ取得していること、その他提供された違反情報の管理が適切になされていることを条件に、警察から違反情報を提供することができる者として協定を締結した者をいう。
- (3) 「違反情報提供システム」とは、違反情報、違反者の氏名、住所及び生年月日その他の違反に係る情報（以下「違反情報等」という。）の登録、送付及び集約並びに違反情報の提供に用いるシステムをいう。
- (4) 「警察署等」とは、警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊をいう。
- (5) 「取締り警察官」とは、違反行為の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。
- (6) 「登録警察官」とは、違反情報等を違反情報提供システムに登録する警察官をいう。
- (7) 「送付ファイル」とは、警察署等から交通企画課へ違反情報等を送付するファイルをいう。
- (8) 「提供ファイル」とは、交通企画課から対象事業者へ違反情報を提供するファイルをいう。
- (9) 「署用システム」とは、違反情報提供システムのうち、警察署等において利用され、送付ファイルを作成するために用いるものをいう。
- (10) 「本部用システム」とは、違反情報提供システムのうち、交通企画課において利用され、提供ファイルを作成するために用いるものをいう。
- (11) 「サービスの利用停止措置」とは、シェアリング事業者が利用規約等に基づき、一定の期間、交通違反をした利用者に特定小型原動機付自転車の貸渡しを行わないことをいう。
- (12) 「アカウント抹消措置」とは、反社会性又は危険性が高いと認められる場合において、シェアリング事業者が利用規約等に基づき、法令に違反した利用者のアカウントを削除するなど、当該利用者に将来にわたり特定小型原動機付自転車の貸渡しを行わないことをいう。
- (13) 「危険行為番号」とは、危険行為を特定小型原動機付自転車運転者講習管理プログラムに登録する際に割り振られる番号をいう。
- (14) 「通報番号」とは、危険行為登録により、新たに特定小型原動機付自転車運転

者講習（道路交通法第108条の2第1項第15号に規定する講習をいう。以下同じ。）の受講命令をすることができることとなった警察庁から県警察に通報される番号をいう。

2 違反情報の取扱い等

(1) 違反行為の取扱い

ア 提供の対象となる違反行為

違反情報の提供の対象となる違反行為とは、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものをいう。

- (ア) 別表第1に掲げる違反行為について、事件を送致（送付を含む。以下同じ。）することが見込まれる程度に事実が明らかとなったもの
- (イ) 別表第2に掲げる違反行為について、反則者があると認めて告知したもの又は事件の送致をしたもの

イ 違反情報の提供に関する同意の取得

警察から対象事業者に対して違反情報を提供することができる場合は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定に基づき、交通違反をした利用者本人の同意がある場合が原則であるが、この利用者の同意については、あらかじめ対象事業者がアプリケーション上で取得することとしているため、告知時等に取締り警察官が違反者に対して個別に同意を求めることはしないこととする。

(2) 違反情報等の登録

ア 違反情報等の登録

取締り警察官は、違反行為があったことを認めた場合には、速やかに当該違反行為に係る違反情報等を署用システムに登録し、又は他の登録警察官に報告するものとする。

また、登録警察官（取締り警察官が自ら違反情報等を登録する場合にあっては、取締り警察官をいう。）は、交通切符及び交通反則切符等を参照するなどして、正確に登録を行うものとする。

ここで、「違反行為があったことを認めた場合」とは、

- 別表第1に掲げる違反行為については、事件の送致をすることが見込まれる程度に事実が明らかとなったとき（酒酔い運転、酒気帯び運転（0.25以上）及び酒気帯び運転（0.25未満）については、飲酒検知により飲酒の事実が明らかとなったときをいう。）（以下「認知日」という。）
- 別表第2に掲げる違反行為については、反則者があると認めて告知したとき、又は事件の送致をしたとき

をいう。

イ 違反情報提供システムに登録する情報

対象事業者への違反情報の提供に当たり、次の(ア)から(カ)までに掲げる情報については、違反情報提供システムへの登録を行うものとする。

- (ア) 違反日時
- (イ) 違反場所

- (ウ) 違反種別
- (エ) 標識番号
- (オ) 対象事業者名
- (カ) 告知日（送致をする場合には、送致日をいう。以下同じ。）又は認知日
次の(キ)から(コ)に掲げる情報については、警察署等における管理上必要であれば、任意に違反情報提供システムへの登録ができるものとする。
- (キ) 違反者の氏名
- (ク) 違反者の住所
- (ケ) 違反者の生年月日
- (コ) 反則切符番号等

3 違反情報等の送付及び集約

(1) 違反情報等の送付

警察署等は、別表第1に掲げる違反行為については認知日を、別表第2に掲げる違反行為については告知日が属する月を対象として、送付ファイルを作成し、交通企画課に送付ファイルを送付することにより、違反者から対象事業者に提供することについての同意が得られた違反情報を報告するものとする。送付ファイルには、2(2)イにおいて登録した違反情報等が記録される。

(2) 違反情報等の集約

交通企画課は、警察署等から送付ファイルの送付を受け、各警察署等における違反情報等を集約するものとする。

4 違反情報の提供

(1) 提供ファイルの作成

交通企画課は、別表第1に掲げる違反行為については認知日を、別表第2に掲げる違反行為については告知日が属する月を対象として、別記様式により提供ファイルを作成するものとする。提供ファイルには、違反情報が記録される。

(2) 違反情報の提供

交通企画課は、別表第1に掲げる違反行為については、原則として、事件の認知日又はその翌日までに、別表第2に掲げる違反行為については、告知日が属する月の翌月末までに（1か月に1回）、電子メールにより提供ファイル（当該対象事業者に係るものに限る。）を送付することにより、違反情報の提供を行うこととする。

なお、電子メールが誤送信される可能性があること等を踏まえ、提供ファイルについては、パスワードを使用して暗号化することとし、設定したパスワードは電子メールでの送付はせず、パスワードの連絡先に対して口頭伝達すること。

また、設定するパスワードは定期的に変更することとする。

5 対象事業者に対する是正の求め等

(1) 趣旨

別表第1に掲げる違反行為に係る違反情報を対象事業者に対して提供をしていたにもかかわらず、当該対象事業者から貸し渡される特定小型原動機付自転車に関して、当該違反者による新たな違反行為があったことを登録警察官が認めた場

合等、仮に対象事業者においてサービスの利用停止措置等が適切に講じられていない可能性があることを認めるときには、対象事業者に対して当該違反者へのサービス利用停止措置等の実施状況について回答を求めることとなる。

結果、対象事業者がサービスの利用停止措置等を講ずることとされているにもかかわらず、当該措置を講じていない場合には、ガイドラインを遵守させる観点から、サービス利用停止措置等を講ずることを求めるなど、是正の求め等を行う必要がある。

(2) 対象事業者への回答の求め

対象事業者に対して当該違反者へのサービスの利用停止措置等の実施状況について回答を求めようとする場合には、交通企画課において、別紙のとおり、電子メールの送付により、対象事業者に回答を求めるものとする。

(3) 是正の求め等

対象事業者がサービスの利用停止措置等を講ずることとされているにもかかわらず、当該措置を講じていないと認められる場合には、交通企画課は、速やかに当該措置を講ずるよう是正を求めるとともに、再発防止策の実施を申し入れることや、違反情報の提供を停止すべきかを判断することができるよう、警察庁に報告するものとする。

(4) 留意事項

別表第1に掲げる違反行為をしたとして対象事業者に違反情報を提供した場合には、当該対象事業者は、提供のあった日から1週間以内にアカウント抹消措置を講ずることとしている。

また、別表第2に掲げる違反行為をしたとして対象事業者に違反情報を提供し、違反行為により、同表に掲げる点数の合計が10点に達した場合には、10点に達する違反情報の提供があった日から1か月以内に、1か月間のサービスの利用停止措置を講ずるとともに、サービスの利用停止措置が解除されてから1年以内に別表第1又は別表第2に掲げる違反に掲げる違反行為をした場合には、アカウント抹消措置を講ずることとしている。

したがって、違反者が複数回違反行為をしている場合には、先行する違反情報が対象事業者に提供されておらず、又は対象事業者においてサービスの利用停止措置が講じられていない若しくは解除されている可能性があることに留意すること。

別紙

対象事業者に対するサービスの利用停止措置等の実施状況に関する照会要領等

表題：【確認】違反情報について（鹿児島県警察）

本文：

A社 御担当者様

標記につき、添付のとおり情報提供しておりますが、アカウント抹消措置又はサービスの利用停止措置の実施の有無及び時期について御教示願います。

添付ファイルのパスワードについては、別途口頭でお伝えいたします。

鹿児島県警察本部交通部交通企画課

警部補 警察 太郎

TEL： 099-206-0110

Email： kp-kotu@pref.kagoshima.police.lg.jp

次の情報を入力したファイルにパスワードを付し、送付すること（複数の違反情報を提供している場合にあっては、複数の違反情報を入力すること。）。

違反日時	令和●年●月●日 20時30分
番号	7
違反場所	鹿児島県●●市●●●●●
標識番号	鹿児島市● 1 2 3 4
提供年月日	令和●年●月●日

○ 別表第 1

アカウント抹消措置の対象となる違反行為

違反番号	違反行為名	法条（道路交通法以外の違反にあっては法令名）
1	運転殺傷等	【刑法】
2	危険運転致死傷等	【自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律】
3	酒酔い運転	六十五 I
4	麻薬等運転	六十六
5	救護措置義務違反	七十二 I 前段
6	妨害運転（著しい交通の危険）	百十七の二 I ④
7	酒気帯び運転(0.25以上)	六十五 I
8	過労運転等	六十六
9	共同危険行為等禁止違反	六十八
10	妨害運転（交通の危険のおそれ）	百十七の二の二 I ⑧
11	酒気帯び運転(0.25未満)	六十五 I
12	車両提供(酒気帯び、酒酔い)	六十五 II
13	違反に起因する死亡事故・重傷事故の発生	-

○ 別表第 2

その他の違反行為

違反番号	違反行為名	法条（道路交通法以外の違反にあっては法令名）	点数
15	無保険運行	【自賠法】	6
16	携帯電話使用等(交通の危険)	七十一⑤の五	8
17	16歳未満運転	六十四の二①	-
18	車両提供(16歳未満)	六十四の二②	3
19	携帯電話使用等(保持)	七十一⑤の 5	5
20	警察官現場指示違反	四 I 後段	2
21	警察官通行禁止制限違反	六 IV	2
22	信号無視	七	4
23	通行禁止違反	八 I	4
24	歩行者用道路徐行違反	九	4
25	通行区分違反	十七 I ~ IV・VI	4
26	歩行者側方安全間隔不保持等	十八 II	2
27	急ブレーキ禁止違反	二十四	2
28	法定横断等禁止違反	二十五の二 I	2
29	追越し違反	二十八~三十	2
30	路面電車後方不停止	三十一	2
31	踏切不停止等	三十三 I	2
32	遮断路切入入り	三十三 II	5
33	優先道路通行車妨害等	三十六 II・III	5
34	交差点安全進行義務違反	三十六 IV	5
35	環状交差点通行車妨害等	三十七の二 I・II	5
36	環状交差点安全進行義務違反	三十七の二 III	5
37	横断歩行者等妨害等	三十八・三十八の二	2
38	徐行場所違反	四十二	2
39	指定場所一時不停止等	四十三	4
40	駐停車違反(駐停車禁止場所等)	四十四 I 等	2
41	整備不良(制動装置等)	六十二	4
42	安全運転義務違反	七十	4
43	幼児等通行妨害	七十一②・②の 3	2
44	安全地帯徐行違反	七十一③	2
45	騒音運転等	七十一⑤の 3	2
46	積載物重量制限超過	五十七 I	1
47	駐停車違反(時間制限駐車区間指定方法外)	四十九の三 III	1
48	駐停車違反(高齢運転者等専用時間制限駐車区間)	四十九の四	1
49	混雑緩和措置命令違反	六 II	1
50	通行許可条件違反	八 V	1
51	通行帯違反	二十	1
52	軌道敷内違反	二十一	1
53	道路外出右左折方法違反	二十五 I・II	1
54	道路外出右左折合図車妨害	二十五 III	1
55	指定横断等禁止違反	二十五の二 II	1
56	車間距離不保持	二十六	1
57	進路変更禁止違反	二十六の二 II・III	1
58	追いつかれた車両の義務違反	二十七	1
59	乗合自動車発進妨害	三十一の二	1
60	割込み等	三十二	1
61	交差点左折方法違反	三十四 I 等	1
62	交差点右左折等合図車妨害	三十四 VI	1
63	環状交差点左折等方法違反	三十五の二	1
64	交差点優先車妨害(左方車両等優先)	三十六 I	3
65	交差点優先車妨害(直進左折車妨害)	三十七	3
66	緊急車妨害等	四十等	1

67	駐停車違反(駐車禁止場所等)	四十五Ⅰ・Ⅱ等	1
68	交差点等進入禁止違反	五十	1
69	無灯火	五十二Ⅰ	1
70	減光等義務違反	五十二Ⅱ	1
71	合図不履行	五十三Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ	1
72	警音器吹鳴義務違反	五十四Ⅰ	1
73	乗車積載方法違反	五十五Ⅰ・Ⅱ	1
74	定員外乗車	五十七Ⅰ	1
75	積載物大きさ制限超過	五十七Ⅰ	1
76	積載方法制限超過	五十七Ⅰ	1
77	制限外許可条件違反	五十八Ⅲ	1
78	原付牽引違反	六十	1
79	整備不良(尾灯等)	六十二	3
80	転落等防止措置義務違反	七十一④	1
81	転落積載物等危険防止措置義務違反	七十一④の2	1
82	安全不確認ドア開放等	七十一④の3	1
83	停止措置義務違反	七十一⑤	1
84	歩道徐行義務違反	十七の二	3
85	路側帯通行方法違反	十七の三	3

注) 点数は、道路交通法体系に基づく違反点数を踏まえて設定 (特定小型原動機付自転車の危険行為については+2点)

別記様式（4の(1)関係）

提供ファイル

	違反日	違反時刻	違反番号	違反場所(都道府県)	違反場所(市区町村)	違反場所(町域)	違反場所(丁目)	違反場所(番地)	違反場所(号)	違反場所(建造物等)	標識番号
例	R6.4.10	2:20	22	鹿児島県	鹿児島市	鴨池新町		10	1	〇〇付近路上	鹿児島市 ○ 1 2 3 4
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											